江府町告示第５８号

公　　告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から令和８年１０月２６日付第３７９号で申請のあった農用地利用集積等促進計画を令和８年８月２６日認可したので、同条第７項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１０月２６日

江府町長　白石祐治

農用地利用集積等促進計画

農地番号	登記名義人	貸出契約名義人	フリガナ	〒番号	住所	土地の表示				登記地目	現況地目	内容	登記面積（㎡）	取扱面積（㎡）	農振の区分	地権者が機構に設定する権利						機構が耕作者に設定する権利						借賃の支払方法（注1）	借受経営体の名称	〒番号	住所	経営体の区分（注2）	経営体の機構利用の有無	添付書類省略の区分（注3）	契約の状況			地域計画の地区	契約区分（注4）	備考		
						市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数（年）	賃料単価（円/10a）（kg/10a）	賃料年額（円）（kg）	支払開始年度	賃料支払回数	始期	終期	年数（年）	賃料単価（円/10a）（kg/10a）	賃料年額（円）（kg）	支払開始年度	賃料支払回数							新規	更新	付替				
1	上原　尊文	上原　尊文	ｳｴﾊﾗ ﾀｶﾌﾐ	689-4401	日野郡江府町江尾1803-1	江府町	江尾	上曲り田	2474	田	田	水稲	1,403.00	1,403.00	青	R9.1.1	R13.12.31	5年		無償			R9.1.1	R13.12.31	5年		無償				米田　愛治	689-4401	日野郡江府町江尾2109	④	無	○	○			江尾	①	
2	上原　尊文	上原　尊文	ｳｴﾊﾗ ﾀｶﾌﾐ	689-4401	日野郡江府町江尾1803-1	江府町	江尾	上曲り田	2476	田	田	水稲	916.00	916.00	青	R9.1.1	R13.12.31	5年		無償			R9.1.1	R13.12.31	5年		無償				米田　愛治	689-4401	日野郡江府町江尾2109	④	無	○	○			江尾	①	

○注記ごとに該当する記号を記載

注1　①機構を介して賃料を授受。　②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2　①認定農業者　②認定新規就農者　③基本構想水準到達者　④地域計画に位置付けられた経営体　⑤今後育成すべき農業者　⑥その他

注3　市町村で「添付書類(賃借権、使用貸借権等)チェックリスト」により確認が行われた場合は【○】。「農用地利用集積等促進計画により賃借権を受ける者の農業経営の状況等(農業経営の状況)」は添付されたものとみなす。

注4　①貸出借受が同時に行われる場合。　②機構が地権者から借入れのみを行う場合。　③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。　④軽微変更の場合。

〇農用地利用集積等促進計画に係る条件等
この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、農用地利用集積等促進計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。
（１）賃借権の設定等の条件
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃貸借の設定等を受けた土地（以下「当該土地」という。）について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。
ア　当該土地を丙が適正に利用していないと乙が認めたとき。
イ　正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）（以下「法」という。）第 21 条第１項の規定による報告を丙がしないとき。
ウ　（８）イに該当する違反があったとき。〃
（２）借賃の支払
ア　乙を介した借賃授受の場合、丙は乙の指定する期日までに乙の指定する口座に１年間分の借賃を支払い、乙は甲の指定する口座に１年間分の借賃を支払う。
イ　甲と丙が借賃の直接授受の場合は、別に定めるところによる。
（３）借賃の支払猶予
災害その他やむを得ない事由のため、（２）に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
（４）借賃の改訂
ア　この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第 52 条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙、丙が協議して定める額に改訂する。
イ　当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めることができる。
（５）境界の明示
甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。
（６）転貸又は譲渡
丙は、本計画により権利の設定若しくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
（７）遅延損害金
ア　丙は、（３）により支払を猶予した場合を除き、（２）アに定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ　遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和２７年鳥取県条例第４５号）第３条の規定に準じて計算して得た額とする。
ウ　借賃の受渡を甲及び丙が直接行う場合は、借賃に関する債権及び債務は甲と丙の間で存在し乙は一切の債権及び債務を有さず、借賃の未払及び遅延損害等借賃授受に係る問題が生じた場合は甲と丙で解決することとし、乙は関与しないものとする。
（８）修繕及び改良
ア　乙、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において甲が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で乙及び甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙と協議のうえ甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ　丙は、乙及び甲の同意無く、当該土地の改良及び盛土（客土を含む）、中畔の撤去等の形質を変更、構造物の撤去をしてはならない。（ただし、排水対策等の為の明渠の設置は除く。）
ウ　修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、丙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。
（９）附属物の設置等
ア　丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、事前に甲及び乙の同意を得なければならない。
イ　アに基づき丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。
ウ　権利の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を現状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。
（10）租税公課の負担
ア　当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
イ　当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
ウ　当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、丙が別途定めるところによる。
エ　その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙の負担とする。〃
（11）賃借権又は使用貸借権の消滅
天災地変その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。
（12）当該土地の返還
賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から３０日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
（13）賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止
甲、乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び鳥取県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
（14）権利取得者の責務
ア　丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ　乙が報告を求めた場合、丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 21 条第１項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、乙に報告しなければならない。〃
（15）機構関連事業について
当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の３第１項の土地改良事業が行われることがある。〃
（16）その他
この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。